

**平成 26 年度**  
**飯山市青少年健全育成団体等特別支援事業補助金**  
**助成事業 募集要項**

「飯山市青少年健全育成団体等特別支援事業補助金」は青少年の健全育成に併せ、スポーツ又は文化活動の強化や向上を図るため、全国大会出場や県大会（コンクール等を含む）の上位を目指す団体若しくは個人に対し、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号）に従い、予算の範囲内で補助金を交付するもので、平成24年度に創設されました。

## 1 応募期間

平成26年 5月20日（火）から 平成26年6月20日（金）まで

## 2 補助金の交付対象

### (1) 対象となる団体及び個人

補助金の交付対象となる団体及び個人（以下「団体等」という）は、次に掲げるすべての条件を満たす団体等とします。ただし、中学校及び高等学校のクラブ活動等は対象となりません。

- ① 青少年（高校生以下に限る）の健全育成に係る自主的かつ営利を目的としない団体等で、市内を活動基盤とするスポーツ又は文化活動を行う団体等
- ② 全国大会出場や県大会で上位の競技水準又は活動水準を目指す団体等

### (2) 交付の条件

次に掲げるすべての条件を満たしていることが必要です。

- ① 団体等としての育成事業にかかる計画及び予算が策定されていること
- ② 補助金の収入が当該団体等の主たる収入でないこと
- ③ 補助対象となる活動について、本市の他の補助金を受けていないこと又は受ける予定がないこと（本市から補助金が交付されている団体等からの補助金を含む。ただし、補助対象経費の算定に際して、各地区子ども会育成会等から補助を受けている場合は、その額を補助対象経費から差し引いた額をもって補助対象経費とします。）
- ④ 事業計画の内容に妥当性があり、団体等の継続的な活動への期待がされるもの又は団体等の活動実績及び事業内容の充実により、その後の活動の展開に有効であることが期待されるものであること

※前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は交付対象事業としません。

- ・ 宗教関連事業及び公序良俗に反する事業
- ・ 専ら特定の企業、団体及び個人の利益を追求するための事業

### (3) 対象となる経費

全国大会出場や県大会において上位の成績を得るために行う事業のうち、次に掲げる経費とします。

- ①指導者への報酬            ②交通費            ③備品費  
④上記以外で特別支援金審査委員会が必要と認めるもの

ただし、スキーのワックス代、野球のボール代については備品費から除きます。

### 3 補助額

- (1) 補助金の額は、交付対象経費の10分の8以内とし、団体にあつては年間10万円を、個人にあつては年間4万円を限度とします。
- (2) 補助金の交付は、1団体又は1個人につき5回を限度とします。

### 4 応募方法（申請書の提出）及び応募に係わる注意事項

応募される団体は、①交付申請書（様式第1号） ②事業計画書（様式第2号） ③団体等の規約 ④役員及び会員名簿 ⑤予算・決算書 ⑥中期計画・実績書（5ヵ年）を添付し、事務局（スポーツ生涯学習課生涯学習係）へ提出してください。

- (1) 補助対象となる事業費を明確にしてください。（予算書の備考欄にその旨を記載してください）
- (2) 備品（用具購入）購入を目的とした場合は、購入予定品の見積書（金額、形式等がわかるもの）を添付（コピー可）してください。
- (3) 申請書は、教育委員会事務局または各地区活性化センターに置いてあります。また、飯山市ホームページからもダウンロードできます。

### 5 選考及び決定方法

特別支援金審査委員会の審査により、補助金交付団体等及び補助額を決定し、結果を通知します。（8月頃予定・90%概算払い）

### 6 実績報告書の提出と補助額の確定

補助金の交付を受けた場合は、「実績報告書」（様式第4号）を平成27年3月31日までに提出していただきます。実績報告書には①決算書 ②中期計画・実績書 ③対象となった事業費の領収書（コピー可）を添付してください。提出いただいた書類を確認・審査し、補助額を確定します。

### 7 申請書類提出先及び問い合わせ先

飯山市教育委員会事務局 スポーツ生涯学習課 生涯学習係

電話 62-3111（内線351・352） FAX 62-5990

E-mail shougai@city.iiyama.nagano.jp